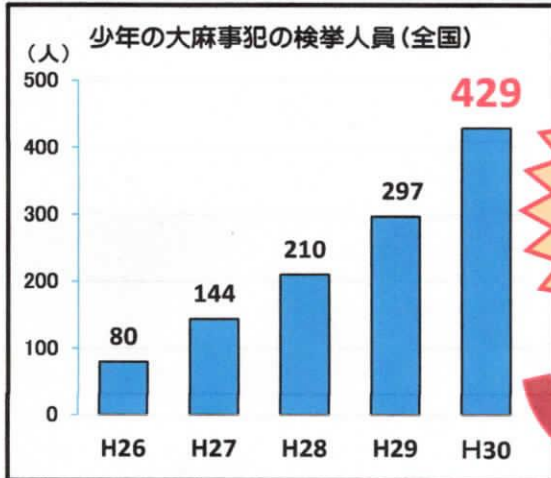


沖縄県警察少年課からのお知らせ

大麻は違法薬物です！

～ 正しい知識と断る勇気で、自分の身を守ろう ～



・近年、大麻の乱用で検挙された少年が増え続けています！

・平成30年は過去最多！
(※統計のある平成元年以降)

大麻草



乾燥大麻



※「乱用」とは、社会のルールからはずれた方法や目的で、使用することなどをいいます。

大麻に対する間違ったイメージが広まっています！

大麻って…。

- たばこより害が少ない？
- 依存性がない？
- 1回だけなら平気？

正体は？

極めて有害な薬物です！

- たばこよりも有害で、脳の正常な成長を妨げる。
- 依存性があり、自分の意志で止めることが困難。
- 幻覚、記憶障害、学習能力の低下、人格の変化などを引き起こす。

大麻の乱用は厳しく処罰されます！

大麻取締法での罰則(例)

- 所持・譲渡・譲受 ～ 5年以下の懲役
- 輸入・輸出・栽培 ～ 7年以下の懲役



誘われた時は…、

- ・キッパリと断る
 - ・その場から離れる
- ことが大事です！

最後に伝えたいこと！

- 大麻の乱用は、自分の将来を台無しにするだけでなく、家族や恋人など大切な人も不幸にします。
- 困ったこと、悩み事があったら、周囲の大人にまず相談してください！

〈相談窓口〉 警察安全相談 #9110
麻薬110番 098-862-1483
ヤングテレホン 0120-276-556
沖縄県保健医療部衛生薬務課 098-866-2055

